

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
衆・参両院議長

各あて

## すべての子どもに公平な医療を保障するための意見書

本年9月、厚生労働省は初めて、保護者が国民健康保険の保険料を滞納し保険証を返還し、資格証明書世帯となっている中学生以下の子どもの全国調査を行った。その結果、全国で1万8,240世帯、3万2,903人、実に子どもの被保険者のほぼ100人に1人に上ることが明らかになった。

国民健康保険料を1年以上滞納した世帯には資格証明書が発行されるが、医療機関の窓口では全額自己負担となるため、病院に行かなくなるとの懸念が指摘されてきた。受診できず、病状が悪化する子どもがいることも明らかにされてきた。

保険料の支払い義務は、当然保護者にあり、滞納者を減らす目的で保険証を返還させ、保険料納付の督促が行われている。しかし、これは滞納者へのペナルティとなっており、何の責任もない子どもにも影響が及ぶことになる。

このような事態のもと、厚生労働省は都道府県に、医療が必要な子どもがいる世帯には「短期保険証」を発行するように通知した。しかしながら、国民健康保険を運営するのは市町村であり、国保会計の厳しい状況もあり、自治体ごとの対応は極めて均衡を欠いたものとなっている。

児童福祉法第2条には「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されている。法の精神からしても自治体ごとで最低限の子どもの医療保障が均衡を欠く事態は認められない。したがって、国民健康保険法の速やかな改正などを行い、18歳以下の子どもの医療については、「窓口3割負担」で受診できるようにするなど、全国一律に救済することが必要である。

また、「完全な無保険の子ども」すなわち、すべての健康保険に加入できていない世帯の子どもも、少なからずいることが教育現場などから指摘されている。

よって、政府及び国会は、その実態把握と改善も含め、制度が悪用されないような仕組みをつくり、すべての子どもに公平な医療を保障するための方策を講じることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年（2008年）12月19日

豊中市議会